

Title	日本の「著作物再販制度」と「再販年表」
Sub Title	The RPM for copyrighted works and the chronology of that system of Japan
Author	木下, 修(Kinoshita, Osamu)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2003
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.76, No.1 (2003. 1) ,p.281- 334
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	金子晃教授退職記念号
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20030128-0281">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20030128-0281</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 日本の「著作物再販制度」と「再販年表」

木 下 修

- 著作物再販制度の歴史——再販制度の導入、事件発覚、見直し、存置
- 再販とは何か、再販はなぜ原則違法か
- 事業者にとつての再販のメリットと消費者利益のあいだ
- 出版再販の地平
- 新聞、出版業界の反省？
- 公取委への疑問
- 再販制度年表

日本の再販制度は約五〇年の歴史をもつ。指定再販は平成九年四月一日全廃された。一方、著作物再販制度については平成一三年三月二三日「当面同制度を存置」という結論が出た。

再販売価格維持について、そして著作物再販制度については、一般的に理解が乏しく誤解が多い。本稿は、著作物再販制度に関する概説と、再販および著作物再販制度の歴史をたどった「再販売価格維持年表」の二つから成る。

● 著作物再販制度の歴史——再販制度の導入、事件発覚、見直し、存置

1、独占禁止法の改正と再販制度の導入

日本は昭和二〇年に敗戦を迎えた。占領軍による経済民主化政策として、農地開放、労働運動の合法化、財閥解体、巨大企業の分割などが行われた。アメリカの反トラスト法を範として独占禁止法も制定された(昭和二二年)。これは市場経済の基本法、経済憲法とも称されるものだが、経済界、事業者団体は、独占禁止法の廃止ないし改正や実質的緩和、消極的運用を求めた。

一九五三年(昭和二八)九月一日に改正独占禁止法が公布・施行された。この大改正は、一定のカルテルの全面禁止規定の削除や私的統制団体設立の禁止の削除、会社株式保有の制限の全改、そして再販売価格維持契約、不況カルテル、合理化カルテルを適用除外したために、「独占禁止法の骨抜き」「大幅後退」などといわれた。実際この時期の独占禁止法は空洞化し、「日本の産業中、カルテルのない業種はほとんど数えるに足りない」「わが国の商品価格は、ほとんどカルテルの影響を受けた人為的なものである」と公取委が昭和三二年度年次報告に記しているほどだ。不況カルテルと合理化カルテルはすでに撤廃された。再販制度のうち、指定再販は撤廃されたが、著作物再販制度は現在も存続している。

独占禁止法は再販売価格維持行為を原則違法としてきた。しかし再販制度が導入されたことによって、一定の要件を満たした商品の再販は「不公正な取引方法」に該当しないと規定され、「一般消費者に日常使用されるもの」と「著作物」が適用除外された。前者が「指定再販」、後者が「法定再販」という呼び方をされてきた。なお、独占禁止法二三条第一項の「但書き」に違反した再販は正当な行為とは認められず、また第五項に基づく一三回

体に再販の拘束をしてはならない。また著作物を発行する事業者は自分の意思で再販にするかどうかを決めることができ、再販にした場合でも自分の意思で外すことができる。

著作物再販制度とは、公取委が再販の適用除外にふさわしいと認めた四品目（その後拡大解釈されて現在は六品目）の「著作物」がその対象であり、事業者間（出版社と取次店、出版社と書店、取次店と書店、取次店と取次店（二次取次））で再販契約を結んでも違法とはならず、しかも公取委への届出なしにその行為は容認される。

## 2、不透明な再販制度と事件発覚

戦前から行われていた定価販売が、戦後、独占禁止法が制定されたために、それは再販行為とみなされて違反とされた。公取委は昭和二八年の独禁法改正の際に、再販契約の適用除外の法制化も目論んだが、それは化粧品業界が強い陳情活動を行った結果だということを再認識する必要がある。

当時の化粧品業界は、再販価格維持契約の独禁法適用除外化と物品税撤廃が二大運動だった。昭和二五年一月、中山太陽堂ら化粧品メーカーと東京化粧品卸商協同組合の再販の共同実施が独禁法違反に問われ、二六年三月、審決。中山太陽堂社長中山太一は、化粧品の定価販売が独禁法違反とならないために独禁法の適用除外を考え、昭和二七年四月、建議書を化粧品卸売業者三〇四社と作成して各方面に陳情を開始した。化粧品業界の運動は盛り上がり、それが功を奏し、二八年二月、第一五国会に独占禁止法の大幅改正案が提出された中に再販契約の適用除外も入っていた。

独禁法の改正については財界、各種産業界から強い要請があった。独禁法改正や再販制度等三つの適用除外については、代議士、独禁法学者、消費者団体、その他から批判・反対が多かった。再販契約の適用除外の法制化

が、化粧品業界の強い要請・圧力に応えた結果だといえるのではあまりにも説得力を欠くために、当時西ドイツが「出版物」の再販を適用除外にする動きがあったこともあり、「出版物」がカムフラージュ役を担わされた。

昭和二八年三月九日の衆議院経済安定委員会で、中村高一は再販制度について質した中で、定価販売されている本をなぜわざわざ再販制度に入れるのか疑問を呈している。横田正俊公取委員長は、「これはまことに仰せの通りでございます、結局現在行われておりますあの定価制度が独占禁止法上問題はないということをはっきりいたす趣旨にはかならない」「今回の日用品の再販売価格につきまして規定を設けるならば、あわせてこれもしっかりさせたらよいではないかという趣旨で、いわば比較的軽い意味で適用除外規定を入れた」と答弁している。国会で独占禁止法の改正案が審議されたが、同年三月一四日、衆議院が解散して法案は流れた。

二八年六月、第一六国会で独占禁止法改正案が再び提出された。公取委が再提出した案では、再販制度に「一の団体」の除外規定を入れたり、「出版物」を「著作物」に代えるなど少し中味を変更している。

独占禁止法改正については賛否両論があり、再販制度に対しても厳しい反対・批判が少なくなかったために、中山太一（中山太陽堂社長）、松本昇（参議院議員、資生堂社長）、北村英夫（パピリオ常務）らは危機感をいだき、内側（松本）および外側（中山、北村ら）が両面から積極的に陳情活動を行った。独占禁止法改正案は、七月二五日に衆議院本会議で可決、八月六日に参議院本会議で可決した。

なお、今村成和（独占禁止学者）らが公聴会等で独占禁止法の改定に反対し再販制度の導入にも強く反対したことを銘記しておく必要がある。

昭和三〇年に、公正取引委員会に司直の手が入るといふ屈辱的な事態が起こった。栗田英男元代議士の詐欺・横領事件の余罪追及中に「たまたま」独占禁止法改正にからんだ贈収賄事件が発覚した。再販売価格維持契約の適用除外の法制化にからんだ贈収賄事件が発覚して、代議士、公取委経済部調整課長、化粧品業界関係幹部らが逮

捕・起訴された<sup>1)</sup>。独禁法改正、再販制度の導入にからんだこの贈収賄事件が氷山の一角だったのかどうかの詮索はこの論文の趣旨ではない。再販制度の法制化をめぐるこのような事件があったが、「悪法も法なり」としてこれは撤廃されることなく平成期の今日まで約五〇年存続した。

### 3、指定再販の撤廃、著作物再販制度の見直しと「存置」

消費者団体、学識経験者、諮問機関・委員会などが早い時期からそれぞれの文脈で再販制度の撤廃を要求してきた。当初指定再販は九品目あった。公取委はようやく一九六六年（昭和四一年）から見直しを開始し、徐々に指定を取消していった。

再販制度導入の主役を演じ、しかも最後まで指定再販の舞台に立っていた化粧品は、九七年四月一日、ついに指定を取消された。協役のアリバイづくり役を担わされた「著作物」が最後まで舞台に残った。

公取委は指定再販の撤廃と並行して、著作物再販制度の撤廃に取組んだ。新聞、出版、レコード業界の抵抗は大変強かった。新聞や雑誌は、ゼネコン等の談合事件、メーカーやサービス業小売業の不当表示事件、化粧品や医薬品の再販事件など、他の業界の独禁法違反事件については、批判的・客観的な記事を書いてきた。しかし、著作物再販制度見直しという自分の業界の既得権益問題については、常軌を逸したプロパガンダ活動を展開した。そして、再販制度は「存置」された。

## ●再販とは何か、再販はなぜ原則違法か

### 1、一般指定12項

「再販売価格維持」(resale price maintenance, Bindung der Wiederverkaufspreise) は、生産者・供給者が取引先の事業者に対して転売する価格をあらかじめ決定し指示し遵守させること、と定義される。再販は原則として不公正な取引方法(一般指定12項の「再販価格の拘束」)に該当し、独禁法第十九条違反とされる。一般指定12項は再販売価格の拘束を、「自己の供給する商品を購入する相手方に、正当な理由がないのに、次の各号のいずれかに掲げる拘束の条件をつけて、当該商品を提供すること。1、相手方に対しその販売する当該商品の販売価格を定めてこれを維持させること、その他相手方の当該商品の販売価格の自由な決定を拘束すること。2、相手方の販売する当該商品を購入する事業者の当該商品の販売価格を定めて相手方をして当該事業者によってこれを維持させること、その他相手方をして当該事業者の当該商品の販売価格の自由な決定を拘束させること」と規定している。

## 2、再販の態様

再販の態様は、生産者・販売業者のカルテルと結合した集团的再販行為のように不当な取引制限となる場合や、事業者団体が再販の主導的な役割を演じる競争制限行為、私的独占のために再販行為が他の事業者の事業活動の排除・支配の手段として用いられる場合などさまざまである。

違法とはならない価格指示は、委任・委託など実質的にメーカーが販売していると認められる場合である。メーカー希望小売価格があくまでも参考として示されている場合も問題とはならない。

### ●事業者にとつての再販のメリットと消費者利益のあいだ

#### 1、再販のメリット、再販を行う理由

再販は原則違法とされているが、再販行為は後を絶たない。再販には、メーカーが決めた確定価格（定価）で販売させる「確定再販」と、ある価値の範囲内で販売させる「価値再販」の二つに大別できる。再販はいかなるメーカーでも行えるわけではない。大手メーカーや製品差別化に成功した優越的地位にあるメーカーなどが、流通系列化、商品力を背景にして、販社を使ったりして小売業者の販売価格を拘束して価格競争を制限するのが通例である。再販は独占・寡占企業、優越的地位にあるメーカーや事業者団体等が、その市場支配力を背景にして超過利潤を得、安定的に利潤を確保するために行うのが一般的である。なお、小売業者が価格競争を回避して安定的に利潤を得ようとして一致してメーカーに再販契約を迫るケースもある。

## 2、再販の弊害

再販売価格維持にはさまざまな弊害がある。

独占・寡占企業や適用除外再販の事業者が再販をもちいて価格を高めに設定して超過利潤を得たり、値下がりしていくはずの価格が高価格で推移することは、消費者利益の侵害となる。また再販売価格維持は商品の所有権が小売業者に移転しているにもかかわらず、メーカーが小売業者の自由な価格決定を拘束することであり、それは小売業者の自立性・主体性を侵害することになる。再販によって小売業者間の価格競争が消滅し小売業者は安定的に粗利を得るが、価格競争が起きなくなり、それは消費者利益にはならない。それゆえ消費者団体や大手小売業者らは、再販に反対して闘い、あるいは再販制度の撤廃を求めてきた。



## ● 出版再販の地平

### 1、共同幻想としての再販

著作物再販制度導入理由については、「文化維持説」「商慣行追認説」「弊害稀薄説」などいろいろあった。しかし、辻吉彦が指摘するように、<sup>(2)</sup>それらはいずれも「後知恵」であり説得的ではない。もともと第一五、第一六国会での公取委の再販制度導入の理由説明も論理性を欠き説得的でない。

出版業界には長い間次のような誤解や曲解があった。

a、「出版物」はその「文化性」が認められたために、独禁法では原則違法とされる再販が適用除外された、b、出版物は法定再販であり独禁法によって再販契約が義務づけられている、c、定価販売を守らなければ独禁法違反になり公取委によって処罰される、d、業界四団体で構成している「再販本部委員会」は公取委がオーソライズした再販励行のための機関である。

このような誤解が長くなされ、現在でも a や b のような理解がなされている。

適用除外再販制度とは、一定の要件を満たした商品の再販契約は独禁法違反とはならず、再販行為（確定再販、価値再販）を「してもよい」のであり、再販契約を義務づけたわけではない。しかし、出版業界は「しなければならぬ」と理解し、再販を共同実施的、義務再販的に行い、弾力的に制度を運用してこなかった。

### 2、出版再販の撤廃を図った北島・橋口委員長（第一次、第二次見直し）

一九六六年一二月、公取委（北島武雄委員長）は百科事典・全集等が過大な報奨・景品（過剩リベート・海外旅行など）を出しているために、再販制度からそれを除外することを検討した。これは法改正によらずして、「但

書き」の規定の消費者利益の観点から、公取委が著作物再販制度撤廃を計った最初のケースである。一九七五年一〇月、公取委（高橋俊英委員長）は医学書の大幅値上げに注目して専門書出版社一四社の実態調査を行った。七六年九月、公取委（澤田悌委員長）は出版業界（出版社六五社、取次一五社、書店二八八社）の実態調査を行った。一九七八年一〇月、橋口収公取委員長は、出版物およびレコード盤の適用除外再販の見直し発言をした（出版物再販制度の第二次見直し）。本格的実態調査を表明し、二大総合取次（東販、日販）の寡占問題と優越的地位の濫用、出版物が再販制度（定価販売）に固執するための弊害、レコード盤の価格の問題点を指摘した。

百科事典や全集類の「景品」は海外旅行などであり過剰で常軌を逸していた。また日本のレコード盤の価格は国際比較であまりにも高かった。しかし、「但書き」違反、「消費者利益」の侵害という点からみていくならば、新聞の方がはるかに弊害が多い。実際公取委（谷村裕公取委員長）は、七一年に新聞再販の実態調査を行っている。出版物やレコード盤よりも、むしろ新聞再販の撤廃の検討の方を先に行うべきだったのではなからうか。

一九八〇年一〇月、結果は、出版物再販制度は撤廃に至らず、「永久再販」「包括再販」「共同実施」「義務再販」ではなく、「部分再販」「時限再販」「単独実施」「任意再販」に認識を改めるよう指導がなされ、景品付販売の促進など制度の弾力的運用、再販売価格維持契約励行委員会という名称から「励行」の二字を削除させるなど、「五項目是正措置」を盛り込んだ「新再販契約」を発効させた。

### 3、そして、元の本阿弥

書籍再販国ドイツ、フランス、イタリア、あるいはかつてのイギリスと比べると、日本の出版再販の運用は極めて硬直的だった。主要出版社、主要取次、一般書店、一部の事業者団体は時限再販および部分再販に消極的かつ反対であり、「新再販制度」の効果は極めて限定的であった。

ヨーロッパの書籍再販国では厳格に再販(定価販売)が行われているが、同時に値幅再販や時限再販など値引販売が弾力的に行われていて、再販制(定価販売)と市場原理(値引販売)が「ワンセット」である。<sup>(3)</sup>例えばドイツの書籍の「リメイnder」の売上高は書籍全売上高の約7%を占めている。<sup>(4)</sup>フランスは最初から新刊書は「5%以内」の値幅再販が行われている。イタリアの書籍再販の運用はお国柄を反映してかなりアバウトで弾力的である。イギリスの書籍再販制度は撤廃された。なお、アメリカ、カナダなどは再販行為は違法であり、書店は自由に小売価格を設定して販売している。

日本の場合、取次店、書店、出版社の一部と事業者団体は再販制度の弾力的運用にたいして強い拒否反応がある。弾力的運用が再販制度を崩壊に導くのだという論も根強くある。もともと再販売価格維持契約書、その自主基準、そして業界の体質の一部に弾力的運用を阻む要因が内在している。

橋口委員長は、出版再販を撤廃せず、制度の弾力的運用を計ったが、その後の経過は、周知の通りである。

#### 4、平成期の再販見直し(第三次見直し)と「存置」

九一年(平成三)七月、「政府規制等と競争政策に関する研究会」(座長鶴田俊正)は「独占禁止法適用除外制度の見直し」を公表した。九二年(平成四年)四月、公取委は適用除外再販の「著作物」の取扱いを明確化するために「法的安定性の見地から立法措置によって対応する」ことが妥当だとの見解を公表した。九三年(平成五年)二月、書籍・雑誌の流通実態調査を実施(第三次出版再販制度の見直しを開始)、同年一〇月、新聞の流通実態調査を実施した。九四年に再販問題検討小委員会(座長金子晃)が著作物再販制度の検討を開始した。九八年(平成一〇)三月三十一日、公取委は著作物再販制度の存廃の結論を先送りし、時限再販、部分再販、景品付販売の本格的促進など「六項目は正措置」を関係業界に求めた。出版業界の四団体で組織された「再販売価格維持契

約委員会」は廃止され、「出版再販研究委員会」が新たに設置された。

二〇〇一年（平成一三）三月二三日、公取委は著作物再販制度について結論を出した。「競争政策の観点からは同制度を廃止」すべきだとしながらも、現段階では「著作物再販制度を廃止」せず、「当面向制度を存置することが相当」というものであった。

公取委は引き続き著作物の取引実態を調査・検証していき、公取委が組織した著作物再販協議会で再販の実施状況を検討していく。

以上が、再販制度の導入から現在に至るまでの概略である。細かい経緯は「年表」を読んでいただきたい。

### ●新聞、出版業界の反省？

いつの時代にも国家は言論を規制する法を定めて、反体制派・批判派の言論に「圧力」をかけ「封殺」し「排除」してきた。「検閲」し、「書換え」を迫り、「発禁」「禁書」「焚書」にし、「検挙」「拘留」し「処刑」したりした。欧米諸国も社会主義国もそして日本もいずれの国も同様のことを行ってきた。

#### 1、再販維持のプロパガンダ

九四年に規制研の下に再販問題検討小委員会（金子委員会）が発足し、著作物再販制度の検討を開始した。新聞・出版業界は著作物再販制度維持のためのプロパガンダを、自己の商品である新聞・雑誌・本などを使って盛んに行った。事業者団体、業界人、労働組合だけでなく、代議士、公取委OB、作家、評論家、歌手、図書館員、その他が動員された。シンポジウム、講演会、総決起大会なども開催された。当初は疑問派・批判派・撤廃派も

入った公開シンポジウムや勉強会が開催された。公共の場でフェアな討論があつてしかるべきであつた。しかし、マスコミでは批判派の発言の場が著しく限定され、やがて封じ込めが始まり、「活字文化」「公共性」「著作物再販制度維持」などの錦の御旗の下に、批判派・撤廃派の意見が公然と巧妙に排除されていった。

## 2、出版・表現・言論の自由からみた再販論議

九六年(平成八年)六月五日の衆議院「規制緩和に関する委員会」で著作物再販制度に関して参考人からの意見聴取が行われ、金子晃慶應義塾大学教授と渡邊恒雄読売新聞社長が意見を述べた。秋葉忠利代議士は、日本のマスメディアの著作物再販制度の論議の扱い方が公平ではない、渡邊発言に象徴されるように「三人のイデオログ」と言つたりして廃止派の意見を取り上げず、七二〇〇万部という圧倒的な新聞発行部数を誇る新聞側の主張で結論が決まつてしまいかねない、説得ある論議をすべきではないか、と提言した。これに対して渡邊は、「公取委員会の私的研究会なるものの権威を全く認めておりません」、「三輪教授を含んだこの三人の、イデオログ」「少数のくだらぬ学者」「こういう凶悪な人たちの議論を大々的に報道する義務を感じない」、それは「オウム真理教の教祖の理論」を載せないのと同じことだと強弁しかつ反論した。

渡邊発言で見落とすことができないもう一つの重要な点がある。公取委が職権によって個々の著作物再販を取消すことを阻止しようとしたことである。法改正ならば、次官会議、閣議決定、国会提出、委員会付託、衆参両院の本会議裁決という一連の手続を経ていくために、「第四権力」としての新聞はそれを阻止できる。しかし、公取委が再販制度の「但書き」の規定から個々の再販実態を厳正に検討して撤廃していくことは阻止できない。それを恐れて、「君らの言っている再販廃止論なるものは、これはちゃんと法律改正でやるんだろな、一片の告示で、勝手に君らの事務局の見解を委員会に通して」「そこで決めて布告するんじゃないだろな」と強く牽

制したのである。

疑問派、批判派、撤廃派、市場原理派らの意見が著しく制限されただけではない。この頃から常識を逸脱した「圧力」「攻撃」が再販批判派、撤廃派、市場原理派にたいして行われた。撤廃派かどうかのチェック、レットル貼り、排除、内閲・検閲が行われ、原稿の当該箇所の削除・訂正・書換え、掲載拒否、講演依頼や執筆依頼の取止めが公然と巧妙に行われ、職場その他への匿名の中傷・抗議の文書送付や電話、刊行直前の単行本の出版取止め、批判派のスタッフライターの解雇などが起きた。

国家ではなく、「第四権力」としての新聞業界・出版業界が、反対派の言論・出版・表現の自由を平然と巧妙に侵していった。新聞業界や出版業界の「内側」、そして記者、編集者、事業者団体の「言論・表現の自由部会」、労働組合等からはこれに対する批判、強い異議申立てや告発が出てこなかった。その風潮は業界全体に広がった。

報道の中立性・公正さの困難さ、クオリティ・ペーパーの不在、第四権力による世論操作という問題なども、再販論議を通して明らかになったといえる。

### 3、排除と妨害

「内閲」の暴走の具体的な例をあげよう。鶴田俊正専修大学教授の著書『規制緩和』が校了となり広告も出た発売日の二〇日前、出版社Aが、第四章「競争制限の慣行と競争政策」の三―四節を全面的に削除しなければ出版できないと通告し、結局A社からその本は出なかった。筑摩書房から出版された、佐野真一の『だれが「本」を殺すのか』という新刊書がプレジデント社から出た。全国紙Bの日曜版「読書」に書評コーナーに取上げるべく或る書評委員Tが強くこの本を推薦したが、再販撤廃派の本だからという理由でB社の書評委員が除外してし

まったという。また、三輪芳朗東京大学教授の論文「社会的規制」の政治経済学・植草益『社会的規制の経済学』へ書かれたものだが、やはり再販問題を扱っていたために出版社Cが収載をできないと申入れたために、別稿を提出したという。

これらは単に氷山の一角であり、大小さまざまの内閲と排除があった。

#### 4、空文化している倫理綱領

政府規制の緩和や制度改革にたいしては、土木・建設、農業、化粧品、医薬品、電力、通信、運輸、その他いずれであれ、ギョーカイは既得権益維持のために、「族議員」を使ったり一部のマスコミをだきこんだりして、「さまざまな手段」を用いて組織的に政党・議員・官庁に「陳情」し「圧力」をかけ、あるいはプロパガンダを行ってきた。新聞・出版業界が行ったことは、それらのギョーカイのやりかたと何ら異ならない。

それだけではない。たとえば新聞ギョーカイは、「公器」「木鐸」「社会正義」「正確と公正」を公言してきたが、日本新聞協会およびトップの強い「指令」「圧力」があつたとはいえ、全国紙から地方紙に至るまで、自らの新聞(商品)を、ギョーカイの既得権維持のためのプロパガンダに利用して、「世論」を操作した。新聞倫理綱領で謳っている国民の「知る権利」を奪っていった。規制緩和派の言論を排除し、憲法で保障されている言論・出版・表現の自由を侵していった。

戦前・戦中・敗戦直後とは異なり、現在、日本国憲法は言論・出版・表現の自由を保障し、検閲を禁止している。「集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。検閲はこれをしてはならない」(憲法第二一条)。

著作権法は公表権、同一性保持権を保障しその権利を規定している。「著作者は、その著作物でまだ公表され

ていないものを公衆に提供し、または提示する権利を有する」（著作権法第一八条・公表権）。「著作者は、その著作物およびその題号の同一性を保持する権利を有し、その意に反して、これらの変更、削除その他の改変を受けないものとする」（第二〇条・同一性保持権）。

新聞・雑誌・書籍を発行する事業者団体はそれぞれ自主基準として「倫理綱領」を制定している。たとえば新聞倫理綱領は、国民の「知る権利」は民主主義社会を支える普遍の原理であり、この権利は言論・表現の自由のもと、高い倫理意識をもち、あらゆる権力から独立したメディアが存在して初めて保障されると謳い、「自由と責任」「正確と公正」「独立と寛容」「人権の尊重」「品格と節度」の五つを綱領として定めている。新聞は重い責任を自覚する、新聞は歴史の記録者であり、記者の任務は真実の追究である、新聞は自らと異なる意見であつても正確・公正で責任ある言論にはすすんで紙面を提供する、としている。

しかし、市場原理派、規制緩和派、再販撤廃派の意見を封じ込め、「排除」し、いわゆる「検閲」「内閲」し、原稿の書換え・削除、掲載取止め、その他を行った。そして国民の「知る権利」を奪った。倫理綱領は空文であつた。

##### 5、ゆがんだ販売競争の新聞業

新聞産業や出版産業、その事業者団体、寡占企業、主要企業を、独占禁止法や産業組織論から見ると、その市場構造も市場行動もかなりゆがんでいる。

新聞は社会の木鐸を自認してきたが、その販売競争は熾烈でかつ大きくひずんでいる。本来は紙面の品質競争すなわち個性化・差別化の競争をし、選択は購読者に自由に任せるべきだが、取材では、記者クラブ制度があつたりしていわゆる報道カルテルを敷き、販売では、個別配達とテリトリー制をとり、新聞販売拡張団を使って過



剩で強引な景品付販売をし、新聞業景品法違反、訪問販売法違反、新聞業特殊指定違反を繰返してきた。「販売活動においては、自らを厳しく律して節度と良識ある競争」をすることを「新聞販売綱領」で定めているが、ルールは守られず画餅であった。

消費者団体は、新聞の拡販方法が悪質で大変ゆがんでいるために、それは消費者利益を損なうものだ、と批判・抗議してきた。公取委は新聞発行本社にたいしてしばしば勧告を出してきた。しかし新聞業界は独禁法違反やその疑いのある行為を平然と繰返し行い、極めてゆがんだ販売競争＝顧客獲得競争を行っている。

新聞業の度重なる独禁法違反に対して公取委の措置がこれまでもと甘すぎた、公取委は新聞業界のゆがんだ販売競争を取締まる意志が本当にあるのだろうかという疑問と批判が、消費者団体や独禁法学者、識者、そして新聞業界内部から出ている。公取委が組織した研究会・委員会のほとんどに新聞関係者がメンバーに入っていることにも疑問が呈されている。

## 6、歴史的汚点

新聞は「第四権力」であり、公器、社会正義、言論・表現の自由、国民の「知る権利」を謳ってきた。しかし事業者団体、一部の業界幹部、業界人たちの「暴走」にたいして、新聞や出版の業界内部から抑止力が働かず黙認され、その風潮は業界全体に一時瀰漫し猖獗をきわめた。社会部や文化部・学芸部の新聞記者、雑誌記者、編集者たちもそれについては黙ったままだった。「著作物再販制度維持」「活字文化」のためにというスローガンがあれば何でも許され、あえて言論封殺をも許すという集団ヒステリー状態が一時支配した。

著作物再販制度に関する業界団体、新聞人・出版人たちのこの行為を、言論・出版・表現の自由の点から見ていった場合、現在および後世において、どう総括しどう記述するのだろうか。今回の著作物再販問題では、日本

の新聞・出版業界の特殊でゆがんだギョーカイ風土の一面が露呈・噴出した。日本の言論・ジャーナリズム史を見ていくと、明治維新以後、戦前・戦中・戦後、大小さまざまな消すことのできない「汚点」があったが、今回の「暴挙」も一つの「汚点」として記録されるであろう。

なお一部の雑誌、業界紙などが中立的な立場で著作物再販制度問題の特集を組み、再販撤廃派の論も掲載したことと、一部の出版社が再販撤廃派、規制緩和派の本も刊行して、公平に取扱ったことを忘れてはならない。

### ●公取委への疑問

#### 1、一貫性はあったのか

政府およびその審議会は、八〇年代からグローバルスタンダード、市場原理、公正競争、経済合理性、消費者利益などさまざまな観点から規制緩和を進め、戦前、戦中、敗戦後につくられた法規や慣習を時代に適合するように撤廃しあるいは改変してきた。

公取委は、指定再販の全廃と並行して、著作物再販制度六品目の一斉見直しを行った。その期間中に公取委員長は梅澤節男（昭和六二年―）、小粥正巳（平成四年―）、根来泰周（平成八年―十四年）と交替したが、その独禁政策には一貫性・連続性があつたのだろうか。

公取委の著作物再販制度見直しに対して、大きな「圧力」「誘惑」が「上」「横」「斜」「下」から、国会議員・他の省庁・公取委OB・事業者団体、その他からあつた。公取委は独立機関として独禁政策の一環として著作物再販制度見直しを最後まで厳正に遂行したといえるのだろうか。

再販制度についてはそれぞれの委員長時代に次の主な出来事があつた。

① 梅澤委員長時代

公取委、政府規制等と競争政策に関する研究会（座長鶴田俊正）を発足させる（昭和六三年七月）。同研究会、「独占禁止法適用除外制度の見直し」を公表（平成三年七月）。公取委、適用除外再販の「著作物」の取扱いを明確化するために法的安定性の見地から立法処置によって対処することが妥当との見解を公表（平成四年四月）。著作物再販制度の見直し開始。

② 小粥委員長時代

公取委、書籍・雑誌の流通実態調査実施（平成五年二月）。新聞の流通実態調査実施（平成五年一〇月）。再販問題検討小委員会いわゆる金子委員会（平成六年九月発足）が「中間報告」を公表（平成七年七月）。行革委規制緩和小委員会、「光り輝く国をめざして」で著作物再販制度について否定的見解を示す（平成七年一二月）。行革委規制緩和小委員会、「論点公開」で著作物再販制度について否定的な見解を示す（平成八年七月）。

③ 根来委員長時代

行革委規制緩和小委員会、報告書で著作物再販制度について否定的な見解を示す（平成八年七月）。再販問題検討のための政府規制等と政府規制に関する研究会いわゆる鶴田委員会、著作物再販制度の検討開始（平成九年三月）。イギリスの書籍再販制度廃止（平成九年三月）。行革委規制緩和委員会の著作物再販制度に関する「最終意見」で否定的な見解を出したが、「撤廃」の二文字は入らず（平成九年一二月）。鶴田委員会、「著作物再販制度の取扱いについて」を公表。否定的な見解を示すが、文化的・公共的な観点からの配慮を指摘（平成一〇年一月）。公取委、著作物再販制度の見直し結果を公表。結論を先送し、六項目は正措置を業界に示す（平成一〇年三月）。公取委、著作物再販制度について「存置」という結論を出す（平成一三年三月）。

なお、江藤淳は業界団体が再販規制研に送込んだ委員の一人だが、書店組合・東京組合理事会で（平成九年七

月二日開催)、再販規制研内の種々のやりとりを彼特有のレトリックで詳細に報告している。その中で、彼はある政治家(官房長官梶山清六)の仲介で公取委員長根来泰周に単独会見したが、当時検討中の著作物再販制度の結論についてリークがあったと、独占禁止法三八条、第三九条に関わるような不可解な証言をしている。<sup>(5)</sup>

## 2、統計学的疑問

公取委は平成一二年一二月七日、著作物再販制度に関するパブリックコメントを募り、翌年一月二五日、締切った。その二カ月後に、長期間検討してきた著作物再販制度について結論を出した。維持派は組織的に動員をかけマニュアルまでつくって維持意見を公取委に提出し、それは二万八〇四八件に達した。全体の九八・八%が「維持」という高数値だったが、無作為抽出法であつたならば、そのような統計学的な異常値は出なかつたはずだ。それにしても、なぜ公取委は結論を出す直前の最終段階で唐突にパブリックコメントを募つたのか。唐突なパブリックコメントの採用の仕方にも疑問があるが、その数字を世論であるかのごとく「最終報告」に利用したことにも疑問がある。

## 3、方法論に疑問——音楽用CDまでがなぜか存置

これまで公取委は著作物再販制度の品目を個別に見直したことはあるが、六品目同時一斉見直しは初めてだった。公取委は当初法改正をして再販制度の全廃を目標もうとした。業界の再販維持のプロパガンダは盛り上がった。公取委員長は梅澤↓小粥↓根来へと交替した。行革委規制緩和小委員会の著作物再販制度についての「最終意見」(平成九年一二月)には、種々の圧力がかかり、「撤廃」の二文字が削除されてしまった。

そして、公取委の結論は「当面同制度を存置することが相当」となり、六品目すべての再販が容認された。お

おかたの予想に反して当然撤廃されると思われた音楽用 CD、レコード盤、音楽用テープの再販まで存続してしまつた。

公取委は、著作物再販制度については法改正せずとも、「但書き」の規定に従つて個別六品目の再販を厳しく精査し、適用除外にふさわしくない品目を削除できたが、どうしてその方法をとらなかつたのだろうか。

#### 4、新聞再販の厳正な見直しを

独占禁止法二三条第四項は著作物再販制度の規定だが、そこには「著作物」の定義はない。当初公取委は、適用除外にふさわしいと解釈した「著作物」として四品目を選んだが、このように公取委の権限で品目を選ぶことも外すこともできる。この場合、「但書き」の「当該行為が一般消費者の利益を不当に害することとなる場合、この限りでない」という原則が決め手となる。

「但書き」の規定すなわち「消費者利益を不当に害する場合」にもともと最も該当するおそれがあるのが新聞だった。新聞業界がこれまで何度も価格の同調的引上げをし、新聞販売拡張団は強引で「悪質な」セールスを日常的に行い、訪問販売法違反を犯し、過剰な景品付勧誘販売をしたりするなど、消費者利益に反する行為を平然と繰り返し行つてきた。全国紙上位二紙のシェアは突出して大きい<sup>(6)</sup>が、上位二紙の景品表示法の違反件数も突出して多いことを知っておく必要がある。

主婦連や地婦連などの消費者団体は、化粧品などの指定再販の撤廃を求めてきた。それだけでなく、著作物再販制度についても批判的であつた。

消費者団体は新聞の販売方法については批判的であり、新聞再販は撤廃すべきだとして<sup>(6)</sup>いる。また公取委が新聞業界に対して寛大な措置をしてきたことに対しても疑問をもち批判している。

新聞再販は「但書き」の規定から見て多くの疑問がある。新聞再販を適用除外としている国はドイツだけである（「出版物」として適用除外。なお二〇〇二年にドイツは書籍再販法を制定・施行）。公取委はなぜ新聞再販の実態を厳しく調査して、撤廃する方向をとらなかつたのだろうか。また、音楽用CD（レコード盤、音楽用テープ）の再販を適用除外している国はなく、この事業者団体は最初から撤廃覚悟だったが、存続させたのはなぜか。

著作物再販制度は一〇年近く検討されたが、公取委は最後は高度の政治的判断で「廃止」の二文字の挿入を見送つたと鶴田俊正は見ており、それゆえ「著作物再販制度、『存続』より『廃止』が妥当」という論文を書かざるをえなかつた。<sup>(7)(8)</sup>

##### 5、再販制度の行方

資本主義経済は市場原理が基本であり、計画経済・統制経済とは異なり、価格も市場メカニズムを通じて自由に決定されるべきであり、カルテルや再販売価格維持行為等は独禁法上原則違法である。

日本の著作物再販制度は、当初から規制の仕方、ルール面でぬかりが多かつたし、現在もぬかりが多い。フランスのような新刊書の「五％以内」の値幅再販を導入しなかつた。一定期間経過後（二二カ月、あるいは二四カ月）、再販規制をすべて外すという制度もつくらなかつた。

制度「存置」後の出版産業の状況を見ると、著作物再販制度そのものに関する理解も運用も旧態依然であり、ドイツやフランス、かつてのイギリスのように、再販を厳正に行う一方で、弾力的運用を行っているわけではない。かつてと比べて時限再販はかなり行われるようになったが、ドイツなどと比べるとその販売額が「量的」にあまりにも少なすぎる。

再販制度は「当面存知」されることになったが、「当面」とは、何年間だろうか。

公取委はいずれ著作物再販制度を撤廃すべく、再び制度見直しを開始するだろう。そのさいは、全廃か(第二三条の廃止)、それとも「但書き」の規定に従って厳正に検討していき、個別品目を順次削除していくであろう。

- (1) 「再販年表」の昭和三〇年六月の再販汚職事件の記事を参照。
  - (2) 辻 吉彦『再販売価格維持制度』小学館、一九九〇年、二五―二七頁。
  - (3) ドイツ、フランスの書籍再販については、村上信明「日本との比較で見る西欧の出版流通」(『経済セミナー』五 一三号、一九九七年、六六頁)、木下修「書籍再販と流通寡占」アルメディア、一九九七年、六八―七五頁を参照。
  - (4) 出版ニュース社「出版年鑑」二〇〇二年版の「海外の出版統計」のうち「ドイツ」の出版統計を参照。
  - (5) 江藤淳「著作物には価格競争になじまぬ」『全国書店新聞』一九九六年八月六日号。
  - (6) 伊従寛編「著作物再販制と消費者」岩波書店、二〇〇〇年。これは公取委OBの伊従寛と国会議員・弁護士らによる著作物再販維持のプロバガンダ本だが、最後を飾る「座談会」で消費者団体代表二人が、悪質な新聞拡張団問題、同調的引上げ等を批判するだけでなく、新聞の再販制度を批判し、撤廃論を展開している。たとえば消費科学連合会の伊藤康江は、一九七四年一二月に消費科学連合会は公取委に五項目要求を申入れたが、その中に著作物再販制の適用除外の見直しを入れた、その理由は、「一九七一年の朝日新聞の値上げに端を発した全国紙の一斉値上げの問題」が関係していた、「新聞の再販制取扱いを解除し、公正取引委員会が職権によって規制することが必要である」との態度を決め、公正取引委員会に要望書を提出し(同書、二二八頁)、「新聞の再販取扱いを解除」(二二九頁)することを強く要望したと語る。
- 主婦連合会の和田正江も著作物再販制度の存続に反対する。「私どもとしては著作物の再販制度に反対している」(二三三頁)。「私たちは、制度論としては廃止する方向で考えるべきだと主張」(二三七頁)。「問題の本質は日用品も著作物も全く変わりがないというのが当時も今も私達の考え方」(二四三頁)だと述べる。
- (7) 鶴田俊正「著作物再販制度」『存続』より「廃止」が妥当―その存廃をめぐる攻防の記録」東京経済大学経済学会『東京経大会誌・経済学』二二五号、二〇〇一年、三七―七七頁。
- (8) 新聞、雑誌、レコード盤、音楽用テープ、音楽用CDは再販容認の根拠がない、書籍だけは当面再販が必要だというのが、正田彬説である。(正田彬「書籍再販と競争秩序」『三田評論』七九三号、一九七九年。「出版物の再販と

独占禁止法』『出版情報』二九一号、講談社、一九九五年四月。「書籍の再販制について」『ジュリスト』一〇八六号、一九九六年三月。）



## ● 再販制度年表

### ● 再販制度年表の目的と収録の範囲・内容

この「再販売価格維持年表」は独禁法制定・公布時から現在に至るまでの再販に関する事柄、その他を収録する。収録した事項の範囲・内容は次の通りである。

一、独禁法制定時から現在までの公取委の再販売価格維持に関する基本方針の公表、再販に関する告示、公取委の研究會、委員会などの提言・報告、そして公取委の実態調査等。

二、各年度のすべての再販違反事件に関する公取委の審決、地裁・高裁・最高裁の判決等。

三、適用除外再販制度（指定再販および法定再販）の現在に至るまでの経過。

四、再販適用除外の法制化に関する化粧品業界の運動、第一五、一六国会での再販制度導入に関する審議・公聴会、再販制度の導入にからむ贈収賄事件問題。

五、消費者団体の再販制度反対運動、各種研究会・委員会の再販制度に関する報告・提言等。

六、著作物再販制度の適用除外商品（書籍、雑誌、新聞、レコード盤・音楽用テープ・音楽用CD）の独禁法違反事件（景品表示法違反、カルテル行為、取引妨害、価格の同調的引上げ、優越的地位の濫用、共同ボイコット、特殊指定違反、その他）。

なお、業界・事業者団体等の著作物再販制度維持運動、報告書等は紙幅等の関係で省略した。

### ● 独占禁止法改正と再販制度の導入

独占禁止法制定され再販行為は原則違法／独占禁止法大幅改正、適用除外再販制度導入／再販制度贈収賄事件発覚、新聞業、教科書業等特殊指定

昭和二〇年（一九四五）八月、日本、無条件降伏、ポツダム宣言受諾。

一月、GHQ、財閥解体指令。

二年一月、日本国憲法公布（二年五月施行）。

二年四月、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」制定・公布（七月施行）。これによって再販行為を含む不当な拘束条件付取引が「不正な競争方法」（現在は「不正な取引方法」）に該当する行為として規制されることとなった。

七月、公正取引委員会事務局発足。

「七月一、公正取引委員会委員長中山喜久松」

一月、独占禁止法適用除外法公布、施行。

一二月、過度経済集中排除法成立・公布・施行。

二三年七月、事業者団体法公布・施行。産業団体の活動を公取委の規制下におく。

一月、大阪府出版物小売商業協同組合の定価一〇％水増し販売申合せ事件、審決。

二年六月、独禁法改正（株式所有制限の緩和）。

二五年（一九五〇）三月、西日本新聞社の独禁法違反事件（同業他社の株式所有）、審決。

五月、日本出版協会事件（出版用紙割当統制）、審決（二八年八月、高裁判決）。

五月、中山太陽堂、柳屋等化粧品メーカー六社と東京化粧品卸商協同組合、卸売価格の維持を協定、連名広告出す（一月、再販の共同実施に対して審判開始決定）。

八月、閣議、暴利取締対策を決定。物価上昇の抑制、関連法案の予定を表明。

九月、北海道バターほか八社の卸売価格等の決定（再販）事件、審決。

九月、経済同友会、独禁法が公正貿易を圧迫するとの意見書を提出。

二六年三月、中山太陽堂、太陽製菓、柳屋本店、東京尚美堂、壽商事、中村信陽堂の化粧品メーカー六社と東京化粧品卸

商協同組合の再販の共同実施事件、審決。

四月、朝日新聞社など新聞発行本社五社、新聞販売店二三社の新聞販路協定事件、審決（新聞発行本社五社東京高裁に控訴、二八年三月高裁判決）。

九月、日米講和条約調印（二七年四月発効）。この前後より独禁法法の改定（緩和）の要望各方面で起こる。

一〇月、日本コロンビアなど六社及び三団体の卸・小売価格決定（共同再販）事件、審決。

十一月、各業界の有力メーカーの事業者団体「商標擁護協会」、独禁法改正立案に着手し、公取委や通産省の担当官と懇談。

二七年一月、日本商工会議所、独禁法緩和等を決議。

〔二月一、公正取引委員会委員長横田正俊〕

二月、公取委、出版物の二重価格の取決めを独禁法違反の疑いで注目（同月、小売全連・出版取次懇、上申書を出して不問）。

四月、東京商工会議所、独禁法改正を建議。

四月、野田醬油など四社及び日本醬油協会の小売価格等の決定（共同再販）事件、審決。

四月、中山太陽堂社長中山太一、独禁法改正（化粧品再販の適用除外の立法化）の建議書を化粧品卸売業三〇四名と作成、法制化推進を決議。これ以後、中山太一（三一年一〇月歿）、参議院議員松本昇（資生堂二代目社長、日本粧業会理事長、二九年六月歿）、北村英夫（パピリオ常務取締役）等、及び化粧品業界九団体、多方面に陳情活動等を行うが、特に翌年の第一六国会からは「積極的に」陳情活動を行う。

五月、東京書籍・大日本図書及び三重県教科書用図書特約供給所の独禁法違反事件（販路制限）、審決。

八月、独占禁止法改定（公取委の機構縮小）。

一二月、経団連、独禁法改正を要望。

一二月、横田正俊公取委員長、緒方竹虎副総理と会見。独禁法改正案作成について、専門家としての公取委への一任を

取付ける。小笠原三九郎通産大臣からも了承を得る。

二八年二月、公取委、独禁法改正要綱決定・発表（三日）。第一五国会・参議院経済安定委員会で、公取委員長横田正俊、独禁法改正要綱を説明。再販売価格維持契約の適用除外についても説明し、対象品目は「一定の要件を満たした日用品」と「出版物」とする（五日）。横田公取委員長、衆議院経済安定委員会、独禁法改正要綱を説明。その中で再販契約を適用除外品目は業界の「強い要望」があった「名前の通った日用品」および「出版物」と述べる（二七日）。独禁法改正案、改正案、衆議院経済安定委員会に付託される（改正法案の再販適用除外品目は「日用に供する商品」と「出版物」（二六日）。

三月、東京高裁、新聞販路協定事件の判決。発行本社については不当な取引制限に該当しないと判示。

三月、第一五国会・衆議院経済安定委員会、独禁法改正案の提案理由を緒方竹虎国務大臣が説明。横田公取委員長、補足説明。その中で二四条二の再販売価格維持契約に触れ、一定の「日用品」と「出版物」が対象。再販売価格維持契約を「一番強く」要望しているのは「化粧品等」「医薬品等」のメーカーだと答弁（五日）。中村高一、なぜ「著作物」を再販売価格維持契約の対象とするのかと質問、横田公取委員長は、現在行われている「定価制度が独禁法上問題はないということをはっきりいたす趣旨にはかならない」、「日用品」に再販適用除外規定を設けるのならば、「あわせてこれもはっきりさせたらよいではないか」という趣旨でいわば比較的軽い意味で適用除外規定を入れた」と答弁（九日）。横田公取委員長、再販制度は濫売やおとり販売を防ぎ不当な競争を回避することにある、小売業者、メーカーの保護になる、と答弁（二〇日）。経済安定委員会、木下重範と福田赳夫、再販売価格維持行為を独禁法の適用除外とすることに強い疑問を呈し反対。横田委員長は制定が予定されている西ドイツの競争制限防止法の中に「書籍」「有名品の日用品」の再販売価格維持契約を認める規定があることを資料としてあげる（二一日）。衆議院経済安定委員会、独禁法の改正案に関する公聴会開催、重枝琢巳、中林貞男が再販制度導入に反対、金沢良雄（東京大学助教授・独禁法学者）は賛成したが多くの問題点を指摘（二三日）。栗田英男の再販制度に関する質問にたいして、横田公取委員長は生活協同組合等に関する適用除外問題は、全国小間物化粧品組合連合会、日本化粧品工業連合会、東京化粧品卸売商同業会らの陳情との調整を考慮中と答

弁(二四日)。同日(二四日)夜、衆議院解散のため、独禁法改正案、廃案。

五月、北海道新聞社の独禁法違反事件(競争紙取扱禁止)、審決(二九年高裁判決、三六年最高裁判決)。

六月、公取委、第一六国会のために独禁法改正要綱決定(二一日)。同日、松本登と化粧品関係九団体、再販制度の導入を通産省、公取委、そして衆参両議院に陳情(二一日)。独禁法改正要綱、閣議決定を経て(二二日)、改正案を国会に提出(二四日)。参議院本会議で緒方竹虎国務大臣、独禁法改正案提案理由説明(三〇日)。

七月、衆議院本会議で緒方竹虎国務大臣、独禁法改正案提案の趣旨説明、栗田英男、今回の独禁法改正案はきわめてあまいでずさんであり、改正の意図する所は「一部大企業の鼻息をうかがい、公取委は本来の使命を忘れて通産省の圧力に屈服する等」の問題があり、消費者利益が損なわれ、中小企業に著しく圧迫が加わると批判、阿部五郎、春日一幸も独禁法改正に疑問・反対(二日)。横田公取委員長、公取委の業務報告、緒方竹虎国務大臣、独禁法改正案提案理由説明、横田公取委員長が独禁法改正案補足説明(三日)。衆議院経済安定委員会が栗田英雄、化粧品、医薬品の他、どういう商品が再販契約を結ぶのかと質問、横田公取委員長、「今非常にやかましくこの制度(再販制度)を希望しておりますものは、化粧品、医薬品等」の業界と答弁、丸山康男(公取委)、指定再販の申請をしにくる品目としては化粧品、医薬品、バター、缶詰、醤油、レコード盤、電気器具、その他であろうと報告、栗田英男、八幡製鉄の購買組合のケースをあげて、消費協同組合などを再販制度の適用除外にすることを反対、百貨店等が再販契約を拒否した場合や、卸売業と多くの小売業者が一々契約を結ばずに簡単に自動的に行える方法はないのか等質問(六日)。中村時雄、再販契約の陳情はどの業界からかと詰問、「一番熱心」なのが「医薬品と化粧品」の組合だと横田公取委員長答弁(七日)。中山太一(参考人)、再販価格維持契約の必要性を強調、当局(公取委)に「三年も五年も前から陳情し」、公取委は海外を視察し、化粧品業界の「利己的な主張ではない」と「了承」したために、公取委がこの改正案を出したと推察する、と述べる。栗田英男、再販制度ができた場合、化粧品の品質がよくなるか、価格が高くなり消費者利益を損なうことがないか等質問、中村時雄は再販制度は害をなす面のほうが強いと疑問を呈す(八日)。松本登、参議院経済安定通産産業委員会連合会審で、再販制度が法制化した場合、八幡製鉄所の購買組合が再販契約を結ばない場合の問題について質問(九日及び一四日)。衆議

院経済安定委員会で独禁法改正案の公聴会開催。七名中三名賛成意見。北海道大学教授今村成和は、独禁法改定は独禁法を「骨抜き」にするものだとして反対し、再販制度については「わざわざこんなものを今入れなければならない必要がどこにあるだろうか」と反対意見（二〇日）。衆議院経済安定委員会で菊川忠雄、再販制度に疑問を呈す（二六日）。衆議院経済安定委員会、独禁法改正の公聴会開催。公述人一〇名中四名賛成。宇佐美誠次郎（法政大学教授）は批判・反対。再販制度については、高田ユリ、石黒清らは再販制度は消費者利益に反すると反対。福島政雄、中山太一、堀内万吉、国井秀作（独禁法改正は反対）らは賛成（二七日）。衆議院経済安定委員会、栗田英男ら三党一七名による独禁法改正案の修正案を審議（カルテル禁止規定の適用除外の許認可権を通産大臣がもつとする原案を排して公取委の専管とすること、再販制度は一一団体を除外）、修正案および修正案を除く原案を採決し、衆議院可決。再販制度については飛鳥田一雄、小林進らが反対意見（二四日）。衆議院本会議にて独禁法改正に関して経済安定委員長佐伯宗義、経済安定委員会の審議経過・結果を報告。討論に入り、飛鳥田一雄、中村時雄、反対意見（再販制度についても反対）、小笠原公韶、栗田英男、山本勝市、賛成を述べる。独禁法改正の採決に入り、衆議院で可決（二五日）。参議院経済安定委員会で奥むめお、独禁法改正（および再販制度導入）に反対（二七日）。湯地金爾郎（公取委）、答弁の中で再販制度と資生堂などのチェーンストアとの関係などについて触れる（二八日）。

八月、参議院・経済安定委員会で独禁法改正案、審議され、岡田宗司、奥むめお、反対。八木幸吉、賛成。修正案可決（四日）。参議院・本会議、早川慎一委員長、独禁法改正の審議の経過報告、「日用品」「書籍等」の再販適用除外についても触れる。岡田宗司、永井純一郎、鈴木一、奥むめお、反対意見。高橋衛、加藤正人、等、賛成。独禁法改正案、採決に入り、参議院で可決（六日）。

九月一日、改正独禁法公布・施行。事業者団体法廃止、特定のカルテルの全面禁止規定の削除、再販制度、不況カルテル、合理化カルテル導入、等。この再販売価格維持契約の適用除外規定（二四条の二第一項一六項）によって、一定の要件を満たした商品の場合、その再販行為は不正な競争方法（現・不正な取引方法）に該当しないことを規定。適用除外品目は、「一般消費者に日常使用されるもの」と「著作物」。

九月、不公正な取引方法の一般指定を告示。

九月、化粧品、染毛料の再販品目指定。

十一月、衆議院経済安定委員会が横田公取委員長、改正独禁法施行後の状況を報告。再販制度については、化粧品クリーム等二種、染毛料を指定、届出はゼロであり、審議中の品目は電球、同月一〇日に家庭用石鹼、歯磨を第二次指定する予定と報告。著作物再販については言及なし。栗田英男、なぜ再販制度の届出が一つもないのかについて質問。丸山康男（公取委）、小売業は再販制度の実施を望んでいるが、メーカーはまだ自信があるところまでいっていないからだと報告（六日）。

十一月、家庭用石鹼、歯磨の再販品目指定（二〇日）。

一二月、公取委、新聞業の景品・押紙について警告。

二九年二月、衆議院経済安定委員会が横田公取委員長、改正独禁法施行後の状況を報告。再販制度はこれまで四品目（化粧品一三品目、染毛料、歯磨き、家庭用石鹼五種）を指定したが、実施は化粧品だけ。指定申請はウイスキー等の雑酒、医薬品、キャラメル、牛乳、乳製品。著作物再販については言及なし。栗田英男、化粧品業界は再販制度を積極的に陳情し、再販制度ができたが、「マダム・ジュジュ」「パピリオ」「資生堂クラブ」がまだ実施しておらず、足並みが揃っていない理由を質問、また再販制度は価格を安くする効果があると証言した中山太陽堂が化粧品全体の何割かを値上したことを指摘。横田公取委員長、主要メーカーが四月一日から歩調をそろえて実施すると答弁。

三月、雑酒、キャラメルの再販品目指定。

九月、医薬品の再販品目指定。

一二月、百貨店業の特殊指定告示。

三〇年（一九五五）一月、カメラの再販品目指定。

四月、朝日新聞社・毎日新聞社・読売新聞社による販売店への千葉新聞不買申合事件、緊急停止命令。

六月、独禁法改正（再販契約の適用除外の法制化）にからむ汚職事件発覚。二八年の第一六国会で独禁法が大幅改正さ

れそのついでに再販制度が導入されたが、それからんで贈収賄があった。元民主党代議士栗田英男（東京毎夕新聞社長）が三〇年五月二八日に詐欺、横領、公正証書原本不実記載で起訴されたが、余罪追及中に独禁法改正法案をめぐる汚職事件が露見。六月に入つて、栗田英男元代議士、公取委経済部調整課長（丸山泰男）、東京化粧品工業会専務理事（馬場武次）、パピリオ常務取締役（北村秀夫）、東京小間物化粧品小売商協組理事長（小宮田己由）、同理事（堀沢亥三）、東京化粧品齒磨卸商組理事長（桑原啓作）ら、逮捕、起訴された。

十一月、大阪読売新聞社の独禁法違反事件（景品付販売）に対して緊急停止命令、一二月、審決。

一二月、新聞業の特殊指定告示（昭和三十九年改定）。

一二月、野田醬油の再販による私的独占事件、審決（三二年、高裁判決）。

三一年四月、出版物の再販売価格維持契約履行委員会発足（六月、再販売価格維持契約実施）。

一二月、教科書業の特殊指定告示。

三二年三月、北国新聞社の独禁法違反事件（差別対価）を緊急停止命令。

六月、再販制度の適用除外団体の学生協同組合、出版物の荷止め通告を東京地区再販励行委員会より受ける。

一〇月、家電メーカー一六社から成る家庭電機器具市場安定協議会及び全国ラジオ電機組合連合会の価格安定に関する独禁法違反事件、審決。

一二月、東京高裁、野田醬油の再販行為を独禁法違反として判決。

「三三年三月」、公正取引委員会委員長沼弘毅」

三月、宮城県書籍雑誌商組合の独禁法違反事件（取引制限）、審決。

九月、全国消団連等、独禁法緩和反対連絡懇談会結成。

九月、公取委、出版業界四団体の再販励行委員会の規約が独禁法に抵触すると警告（一二月、励行委員会が規約を修正したので不問）。

三四年二月、ワイシャツの再販契約指定。



- 四月、主婦連、新聞購読料一斉値上げ(三月)に反対し、公取委に申告。
- 四月、全国消団連、新聞代値上分不払い運動起こす。
- 四月、公取委、新聞購読料一斉値上げに対して独禁法違反の疑いで立入調査。
- 〔七月一、公正取引委員会委員長佐藤基〕
- 八月、公取委、新聞一斉値上げ事件に対して不問を発表。
- 一〇月、日協連、新聞代値上問題で行政訴訟。
- 三五年(一九六〇年)頃から消費者物価上昇。その原因が流通機構近代化の遅れ、種々の適用除外制度、ヤミ再販、ヤミカルテルの横行にあるとする批判が起こる。
- 三月、東京地裁、独禁法汚職事件につき六被告(収賄二名、贈賄四名)全員無罪判決。
- 五月、全日本教団出版販売組合の再販契約励行委員会の共同再販事件、審決。
- 三六年一月、全国消団連等、物価値上反対懇談会結成。
- 四月、日本写真機工業会の小売価格の決定事件(共同再販)、審決。
- 五月、公取委、新聞業の不正な取引(景品付販売)について警告。
- 六月、北海道教材教具商組合の販売先制限・共同再販事件、審決。
- 三七年五月、不当景品類及び不当表示防止法制定公布(八月、施行)。
- 六月、小売全連加盟書店約三五〇〇店、マージン率引下げ問題で岩波書店の雑誌『世界』を一五日間不扱い(共同ボイコット)。
- 七月、懸賞による景品類の提供に関する事項の制限を告示(九月、施行)。
- 一一月、出版物の再販励行委員会、官庁売店関係者を招いて定価販売を要請。
- 三八年二月、全国レコード商組合連合会の取引妨害事件、審決。
- 二月、東京書籍の特殊指定違反事件、審決。

〔三月〕、公正取引委員会委員長長渡辺喜久造〕

四月、教育出版、大阪書籍の特殊指定違反事件、審決。

五月、学校図書の特許指定違反事件、審決。

六月、大日本図書、教育芸術社の特殊指定違反事件、審決。

七月、金曹工業会の卸売業者の販売価格引上げの決定事件（共同再販）、審決。

七月、日本図書教材協会テスト部会の販売価格及び再販価格の決定事件（共同再販）、審決。

九月、軽金属板製品協会家庭日用品部会の小売価格の引上げの決定事件（共同再販）、審決。

三九年一月、公取委、管理価格問題に関連して長期間価格が硬直している品目の調査結果を発表。

二月、長野県教科書供給所の普通図書購入強制事件、審決。

九月、公取委、新聞発行業・新聞販売業の公正競争規約（景品）認定。

十一月、日本水産の再販事件、審決。

● 第一次再販制度見直し

物価高騰／指定再販取消し開始／諮問機関・委員会等が再販制度の弊害指摘／主婦連・地婦連等消費者団体の再販制度撤廃運動盛上がる

四〇年（一九六五）一月、日協連、花王石鹼の再販強要に対して公取委に審査請求。

五月、花王石鹼が卸売業者に再販適用除外団体生協と取引する際、再販拘束を指示した事件、審決。

七月、ダイエー、花王石鹼の再販行為を独禁法違反として公取委に申告。

〔九月〕、公正取引委員会委員長北島武雄〕

九月、ヤクルト本社 of 再販事件、審決。

一〇月、主婦連、新聞代一斉値上げを行った各新聞社に対して抗議。公取委に調査依頼（一二月、公取委、不問決定）。  
一〇月、朝日毛糸の再販事件、審決。

四一年二月、公取委、指定再販の取消しを開始（雑酒、キャラメル、ワイシャツの指定取消。カメラは海外旅行者向け免税カメラに限定）。

六月、経済企画庁の諮問機関「物価問題懇談会」、「提言」で再販制度の四弊害をあげ、独禁法の運用強化を要請（二一日）。一、流通機構の合理化の利益を消費者に還元していない。二、メーカーの寡占による価格硬直を小売価格に反映させている。三、小売業者に対する過大なりべートの支給及び過剰宣伝広告が行われているが、販売価格面での競争がなく消費者利益を侵害している。四、再販制度が実施されて以降値引きがなくなり実質的値上げとなっている事例がある等の弊害を指摘。a、再販行為の範囲の明確化、b、再販商品の各段階のコスト、マージン等について事前審査と事後の定期的監査を実施し、登録・閲覧の体制の整備、c、再販商品のりべートの禁止、d、再販商品は小売価格を必ず表示する、e、値幅再販を導入してその範囲内での競争を認める、f、生協等に対する商品提供拒否等の取引制限行為の禁止、等を提言。

六月、「衆議院物価問題等に関する特別委員会」が再販制度の弊害を指摘。新聞等のジャーナリズムも再販問題を取上げる。

七月、指定再販の届出規則を改正。マージン、りべート、販売実績等の記載追加。

八月、公取委、出版社の過大りべート提供（書店等に対する過剰報奨）に対して警告。

一〇月、オリンパス光学工業の再販事件、審決。

一〇月、東京コクヨ会及び大阪地区コクヨ会の共同再販事件、審決。

一〇月、公取委、一般の日用品の再販及びその類似行為の実態調査を行う。

一二月、北島公取委員長、再販制度の弊害規制強化のために独禁法改正案を次期通常国会に提出し、場合によっては単独立法も辞さないことを表明。

一二月、公取委（北島武雄委員長）、百科事典・全集等が過大報奨（過剩リベート、海外旅行等）を行っていることを理由に再再販制度からの除外を検討。出版再販の最初の見直し。

四二年一月、兼松の再販事件、審決。

四月、公取委、再販売価格維持行為規制法の要綱発表。

七月、北島公取委員長、再販売価格維持行為規制法の国会提出断念を発表。

七月、北島公取委員長、五業種三一品目の再販契約の破棄を公取委事務局に指示。化粧品・医薬品等の再販契約の原則禁止をめざす。

七月、参議院物価等対策等特別委員会、再販制度の弊害を決議。

七月、公取委、松下電器産業の再販契約破棄（卸売価格等の指示の撤回）を勧告（八月、松下側勧告を不応諾。八月、公取委、審判開始）。

八月、カルピス食品工業の再販事件、審決。

一〇月、ダイエー、松下電器のヤミ再販を独禁法違反として公取委に告発。

一二月、公取委、横浜の有力書店が東販に再販制度適用除外団体である大学生協（横浜国立大学生協）に対して教科書出荷停止をさせた事件で警告。

四三年二月、埼玉県新聞販売組合の独禁法違反事件（折込広告料金決定）、審決。

三月、アメリカ電子工業会が日本製カラーテレビをダンピング提訴し、米財務省が調査開始。米財務省、日本製カラーテレビの関税評価を差し止めし（一九七〇年九月）、ダンピング法違反と認定（同年十二月）。

四月、主婦連、公取委に再販制度の廃止とヤミ再販行為取締り強化を要望。

〔八月一、公正取引委員会委員長山田精一〕

九月、主婦連、一〇〇円化粧品「ちふれ」販売開始。

一〇月、明治商事の再販事件、審決（四六年、高裁判決、五〇年、最高裁判決）。

- 一〇月、森永商事の再販事件、審決。
- 一〇月、和光堂の再販事件、審決（四六年、高裁判決、五〇年、最高裁判決）。
- 十一月、公取委、「独占禁止懇話会」（会長脇村義太郎）を発足させる。第一回会合開催。
- 十一月、集英社の懸賞景品告示違反事件（旅行券提供）、排除命令。
- 十一月、主婦連、新聞代値上げで公取委に提訴。
- 四四年二月、公取委、独禁懇に管理価格問題について報告。
- 三月、公取委、バターの価格調査で管理価格の実態を明らかにする。
- 三月、「雑誌業における懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」告示。
- 四月、大塚製薬の再販事件、審決。
- 四月、楽しい手芸のハマナカ関東・関西・九州代理店会の卸・小売等の最低販売価格決定（共同再販）事件、審決。
- 五月、公取委、再販指定商品の大規模な調査実施。
- 五月、公取委、「不当な価格表示に関する景表法運用基準」を発表。
- 六月、主婦と生活社の懸賞景品告示違反（掛時計等提供）事件、排除命令。
- 一〇月、公取委、八幡製鉄・富士製鉄の合併に審決。
- 「十一月、公正取引委員会委員長谷村裕」
- 四五年（一九七〇）一月、独禁懇、管理価格問題を検討開始。
- 四月、内閣総理大臣の諮問機関「物価政策安定会議」が「行政介入と物価について」と題する提言で、再販制度の弊害（高マージン）、高価格の維持、販売業者間の競争の制限、流通機構の効率化の阻害を批判。再販指定商品が指定要件に該当するかの再検討と、二四条二第一項「但書き」の解釈基準の明確化、再販実態の検討、消費者利益を不当に害する行為は適用除外を無効にする措置を構すべきだと指摘。
- 八月、公取委、主婦連に依頼した電気製品等の二重価格の実態調査結果を公表。

九月、地婦連、「カラーテレビ一年間買い控え運動」を決議。日本婦人有権者同盟、消費者の会、日本生活協同組合連合会、主婦連の四団体が同調。

一〇月、消費者五団体、全ての「ナショナル製品ボイコット」を決議（翌年三月、公取委、松下電器の再販事件を審決。四月、消費者五団体、松下電器商品のボイコットに終結宣言）。

一〇月、公取委、独禁懇に「再販売価格維持制度について」「欧米諸国における再販制度の規制について」「再販売価格維持契約実施状況」「再販実施企業の損益および販売業者のマージン等の状況」等を報告。再販制度の適用を受けているメーカー、販売業者の利益、リベートに関する調査資料を提出。独禁懇、再販制度について検討開始。

一一月、日消連、ブリタニカ社の訪販被害者続出に対して同社を詐欺罪で告発。

一一月、公取委、独禁懇に「再販商品の物価指数および価格推移」を提出。

一二月、公取委、独禁懇に「再販行為の弊害規制について」を提出。

四六年一月、主婦連等消費者七団体、資生堂等の化粧品等の再販商品の不買運動を決議（二月、不買運動開始）。

二月、主婦連、公取委に再販制度の撤廃を申入れる。

二月、地婦連、再販トップメーカー（化粧品、医薬品、歯磨等）の企業名公表。不買運動を呼掛ける。

三月、松下電器産業の再販事件、審決。

四月、公取委、「再販売価格維持行為の弊害規制等について」公表。再販制度に関する現行法の運用基準を発表。公取委、初めて再販の弊害規制の方針と再販制度削除基準を明らかにする。

四月、公取委、指定再販商品のうちカメラ、医薬品の一部及び化粧品の一部の指定取消す。

四月、主婦連、新聞代値上げに抗議して全国で不払運動や値切運動を展開。

六月、主婦連、資生堂化粧品ボイコット決議。消費者八団体七―九月の三カ月間を再販制度追放月間と決定。

七月、消費者八団体、第一回再販制度追放月間始まる。

七月、東京高裁、育児用粉ミルクの再販事件（明治商事事件、和光堂事件）は不公正な取引方法として独禁法違反だと

する公取委の審決支持の判決。

八月、日本図書教材協会テスト部会、ドリル部会、プリント部会事件（卸売小売価格等の決定・共同再販）、審決。

九月、公取委、新聞の再販実施に関する実態調査（全国紙五社、ブロック紙三社、地方紙七社）。

● 第二次再販制度見直し

指定再販の大幅縮小／出版業界の過大報奨（事業者景品違反事件）続出／出版物とレコードの再販制度見直し／頻発する新聞の独禁法違反行為

四七年五月、公取委、「再販売価格維持契約実施状況等について」を発表。

六月、日本光学工業の再販事件、審決。

〔八月一、公正取引委員会委員長高橋俊英〕

八月、日書連、正味引下げ（書籍マージン引上げ）を書協に要求し、共同ボイコットを決議。

八月、書協、公取委に対して日書連の不当な共同ボイコットを提訴。

九月、日書連、全国の加盟店に対して不扱（共同ボイコット）を指示。岩波書店、講談社、白水社、小学館、有斐閣の出版物を共同ボイコット（送品辞退・注文せず・棚からおろす）を強行（いわゆる「ブック戦争事件」）九月一日―九月二日まで。一〇月、書協、取協、日書連の三者で書籍正味に関する覚書を調印）。

九月、消費者八団体、公取委に再販制度廃止を要望。

九月、日本チェーンストア協会、再販制度撤廃運動を開始（一二月、一二月を「再販制度追放月間」として消費者団体と共闘）。

九月、関西流通懇話会（玩具）の再販事件、審決。

一〇月、第五回消費者保護会議、再販制度の見直し決定。

一〇月、高橋公取委員長、再販制度の一年以内の見直しを表明。

一二月、取協（加盟取次）、ブック戦争の後業界三者で結んだ覚書を盾にして書籍正味を下げない岩波書店その他の出版社の新聞書の不扱い（共同ポイコット）を一日から開始。

一二月、公取委、独禁懇に「再販制度の観点からみた新聞業の実態について」報告。

一二月、全国消費者大会、再販制度追放を街頭アピール。

四八年八月、公取委、「再販制度の改正及び不当廉売の規制について」公表。再販制度の大幅縮小方針を発表。一、メーカー段階で寡占が甚しい商品（石鹼・洗剤、練菌磨）の指定を取消す。二、化粧品トップメーカーの寡占度が高いので問題はありますが、当面小売価格一〇〇〇円以下のもを値幅再販として認め、他は取消す。三、医薬品は指定品目のうち国民の健康に関係の深いものを値幅再販として認め、他は取消す。四、法定再販商品は、その文化的意義等の見地から当面存続させる。五、指定の取消しまでに半年間の経過期間を設ける。

八月、主婦連、第七回国際消費者機構総会（ストックホルム）で再販制度廃止を提案、満場一致で採択。

九月、消団連等、再販制度廃止と不当廉売規制反対運動を展開。

九月、公取委、独禁懇に「流通系列化について」報告。

一〇月、公取委、「再販制度の改正について」（指定告示の改廃）を発表。一、練菌磨、石鹼・洗剤の指定取消す。二、化粧品は一〇〇〇円以下の二四品目、三、医薬品は二六品目に限定（四九年九月一日施行）。なお値幅再販の実施についてはさらに検討を続ける。

一〇月、第一次オイルショック始まる。

一二月、公取委、新聞販売に関する不当な景品付販売について警告。

一二月、公取委、「独占禁止法研究会」（座長金澤良雄）を発足させる。第一回会合を開催。

四九年一月、化粧品小売業者三九六名、指定再販削減の告示の取消しを求めて行政訴訟（昭五四年、提訴取下げ）。

二月、公取委、石油元売一二社を独禁法違反で告発。



二月、高橋公取委員長、衆議院物価問題等に関する特別委員会で、再販制度について将来の方向としては出版物を除き全廃したい旨言明（「せいぜい私に言わせれば……西独並に出版物という範囲に限るべきではないか」）。

三月、小学館・旺文社・学習研究社・集英社の全集・百科事典等の過大報奨（世界一周、ヨーロッパ、ハワイ・アラスカ旅行、現金提供など）の事業者景品告示違反事件、排除命令。

五月、経団連、独禁法強化反対意見をまとめる。

五月、講談社の事業者景品告示違反事件、排除命令。

五月、小学館の週刊誌の懸賞景品告示違反事件、排除命令。

九月、公取委、課徴金徴収、寡占化への対応等「独占禁止法改正試案の骨子」を発表。

一〇月、朝日新聞社・西日本新聞社・毎日新聞社・読売興業の新聞業景品告示違反事件、排除命令。

一〇月、公取委、新聞販売に関する不当な景品類の提供の是正を要望。

十一月、武藤工業の再販事件、審決。

五〇年（一九七五）二月、インターナショナル・タイムズの懸賞景品告示違反事件、排除命令。

四月、独禁法改正案閣議決定、国会提出（六月、衆議院で可決。七月、参議院で審議未了廃案）。

四月、中部読売新聞社の不当販売に対する緊急停止命令。

七月、最高裁、育児用粉ミルクの再販事件（明治商事事件、和光堂事件）は独禁法違反（不公正な取引方法）とする公

取委の審決を支持する判決。

九月、公取委、「流通系列化をめぐる独占禁止法上の問題」を独占禁止懇話会に報告。

九月、全国医学生自治会連絡会議、全国大学生協連合会、医学書の大価値上げに関して、公取委に実態調査を要請。

一〇月、公取委、医学書を中心とした専門書出版社（医学八社、工学三社、社会科学三社）を実態調査。

五一年一月、ビジョンの再販事件、審決。

二月、フランスベッドの再販事件、審決。

〔四月一、公正取引委員会委員長澤田悌〕

四月、独禁法改正案閣議決定（五月、国会提出。五月、第七七国会閉会、改正案継続審議。十一月、第七八国会閉会、独禁法改正案審議未了廃案）。

六月、訪問販売等に関する法律公布（昭和六三年、平成八年改正）。

六月、グンゼの再販事件、審決。

七月、公取委、「経済調査研究会」（座長今井賢一）を発足させる。第一回会合開催。

九月、洋書輸入協会の販売価格を決めるための円換算率決定事件、審決。

九月、公取委、出版業界（出版社六五社、取次一五社、書店一八八社）の実態調査を実施。

一〇月、白元の再販事件、審決。

五二年三月、公取委、「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」告示の全部改正。

三月、公取委、「雑誌業における懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」告示の全部改正。

四月、独禁法改正案閣議決定、国会提出（五月、衆議院にて可決。参議院にて可決。一二月、施行）。

五月、公取委、独禁懇に「再販制度の観点から見た出版業の実態について」公表。

六月、改正独占禁止法公布（一二月施行）。独禁法強化される。

〔九月一、公正取引委員会委員長橋口収〕

九月、桃園書房、内外出版社の懸賞景品告示及び雑誌業景品告示違反事件、排除命令。

一一月、公取委、「価格の同調的引上げに関する考え方について」公表。

一二月、中部読売新聞社の独禁法違反事件（不当廉売）、審決（五〇年三月、緊急停止命令）。

五三年四月、共同通信社の雑誌業景品告示違反事件、排除命令。

九月、独占禁止法研究会、流通系列化及び再販問題等を検討。

九月、公取委、消費者モニターに出版物の再販制度に関するアンケート調査実施。

一〇月、橋口公取委員長、出版物とレコード盤の適用除外再販の見直し発言。本格的実態調査を表明。二大取次（東販、日販）の寡占問題と優越的地位の濫用、出版物が定価販売（再販制度）に固執するための弊害、レコード盤の価格についての問題点を指摘。

十一月、公取委、欧州五カ国の出版物の流通と再販に関する実態調査団を派遣。

十二月、公取委、独禁懇に「レコード産業の実態調査について」を提出。

十二月、オルガン針（株）の再販事件、審決。

十二月、兼松スポーツ用品に再販事件、審決。

五四年二月、竹屋の再販事件、審決。

二月、公取委、出版物の取引実態に関するアンケート調査実施（出版社一〇〇〇社、取次一〇〇社、書店一〇一〇社）。併せてヒアリング調査も実施。

二月、橋口公取委員長、参議院商工委員会で、出版物の再販制度見直しについては、独禁法改正は行わず、現行法の運用で出版流通の改善に当たる旨を表明。

四月、タイム・インコーポレイテッド営業所の著作物の二重価格表示、排除命令。

八月、公取委、「事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針」公表。

一〇月、公取委、流通対策室設置。初仕事は出版物の再販問題。

一〇月、公取委、出版業界に再販契約書等の改正（部分再販、時限再販の導入等）を指導。

十一月、全国レコード商組合連合会（他九名）事件（サービス券の提供制限等の決定）、審決。

十一月、公取委、独禁懇に「出版物の取引実態調査の概要―出版物の再販に関する意識調査の結果を中心として」を報告。

一二月、学習研究社事件（他社品の取扱い禁止）、審決。

五五年（一九八〇）二月、公取委、独禁懇に「出版物の取引実態調査の概要―出版社と取次及び取次と書店との取引を中

心として」を報告。

三月、独占禁止法研究会、「流通系列化に関する独占禁止法上の取扱い」公表。大規模メーカーや卸による流通系列化が進み、寡占体制が維持強化されて価格が下方硬直化する等の弊害を指摘。

四月、日本レコード協会の共同再販事件、審決。

五月、主婦連、新聞代の一斉値上を独禁法違反として公取委に申告。

五月、公取委、独禁懇に「出版物の取引の公正化に関する指導状況について（一）」を報告。

一〇月、出版物の再販制度、結局廃止されず、時限再販、部分再販を盛り込んだ新再販制度に移行。

十一月、公取委、独禁懇に「出版物の取引の公正化に関する指導状況について（二）」を報告。

五六年二月、公取委、「新聞業の取引実態調査の結果について」公表。

五月、富士写真フイルムの再販事件、審決。

六月、主婦連、公取委に子供向けCM規制を要望。

九月、出版物小売業の公正競争規約（景品）認定。

五七年二月、四国ブロック環境整備推進会議（牛乳製造業者団体）の再販事件、審決。

四月、ダイワ精工の再販事件、審決。

六月、公取委、「不公正な取引方法」いわゆる一般指定告示の全面改正告示。再販拘束を拘束条件付取引から分離し、明示（九月施行）。

六月、公取委、医療用医薬品の流通実態調査結果発表。

六月、アシックスの再販事件、審決。

六月、小口油肥の再販事件、審決。

八月、公取委、「政府規制制度及び独占禁止法適用除外制度の見直しの調査結果について」公表。

〔九月一、公正取引委員会委員長高橋元〕

五八年三月、公取委、雑誌業の公正競争規約(景品)認定。

三月、大塚製菓の再販事件、審決。

四月、任天堂の再販事件、審決。

七月、パンダイの再販事件、審決。

五九年一月、朝日新聞・読売新聞・毎日新聞の販売店の新聞業景品告示違反事件(三件)、排除命令。

二月、グリコ協同乳業の再販事件、審決。

七月、公取委、「出版物の価格表示等に関する自主基準」を了承。

一〇月、毎日新聞・読売新聞・朝日新聞の販売店の新聞業景品告示違反事件(三件)、排除命令。

十一月、公取委、「出版物の価格表示等に関する自主基準実施要領」を了承。

六〇年(一九八五)二月、朝日新聞・毎日新聞・読売新聞・西日本新聞・佐賀新聞・ユース・中部読売新聞・中日新聞の販売店の新聞業景品告示違反事件(八件)、排除命令。

四月、共栄社の再販事件、審決。

五月、山崎製パン及び関西ヤマザキの再販事件、審決。

八月、花王販売(北関東・静岡・愛媛東・九州北部・佐世保)の再販事件、審決。

● 第三次再販制度見直し

指定再販全廃へ／独禁法改正・強化／著作物再販制度全品目の見直し／行革委規制緩和小委員会も著作物再販制度を検討／公取委六項目は正措置を要請／結論は再販制度を撤廃せず「存置」

六一年三月、中日新聞・中部読売新聞の販売店の新聞業景品告示違反事件、排除命令。

五月、公取委、「市場アクセス改善のための競争政策上の対応」公表。

六月、公取委、全国紙四社（読売新聞社・朝日新聞社・毎日新聞社・日本経済新聞社）から価格の同調的引上げに関する報告を徴収。

六二年五月、公取委、「価格の同調的引上げに関する運用基準」の改定公表。

八月、而至齒科工業の再販事件、審決。

「九月一、公正取引委員会委員長梅澤節男」

六三年七月、公取委、「政府規制等と競争政策に関する研究会」（座長鶴田俊正）を発足させる。第一回会合開催。

九月、公取委、「事業者に対する景品類の提供に関する景品表示法上の考え方」公表。

一二月、公取委、「流通問題に関する競争政策上の対応について」公表。

一二月、臨時行革審、物価問題や規制緩和の観点から再販問題の在り方の検討を提言。

一二月、独禁法適用除外法改正（六六年三月三十一日までの消費税導入に伴う共同行為の時限措置）公布・施行。

六四年（平成元）二月、主婦連、新聞代の一斉値上げについて公取委に申告。

二月、政府規制等と競争政策に関する研究会、「規制緩和の推進について」公表。

二月、公取委、「消費税導入に伴う再販売価格維持制度の運用について」公表。

六月、公取委、全国紙五社（読売新聞社・朝日新聞社・毎日新聞社・日本経済新聞社・産経新聞社）から価格の同調的

引上げに関する報告を徴収。

九月、公取委、「流通・取引慣行等と競争政策に関する検討委員会」（座長館龍一郎）を発足させる。

九月、第一回日米経済構造協議開催。米国側、日本に対して流通システム、内外価格差、株式持合、独禁法の運用、貯

蓄・投資のバランス等二三項目の改善提案。

一〇月、公取委、「競争政策の観点からの政府規制の見直し」（規制研報告書）公表。

二年（一九九〇）四月、経済審議会構造調整部会報告で再販問題の再検討が求められる。

六月、朝日新聞・毎日新聞・読売新聞・西日本新聞の販売店の新聞業景品告示違反事件（四件）、排除命令。

六月、流通・取引慣行等と競争政策に関する検討委員会、「流通・取引慣行とこれからの競争政策―開かれた競争と消費者利益のために」公表。

六月、日米経済構造協議最終報告。

八月、朝日コーポレーション等三社の再販事件、審決。

三年四月、アルパインの再販事件、審決。

四月、独禁法改正（課徴金引上げ）公布（七月施行）。

七月、公取委、「流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針」公表。これにおいて公取委は流通・取引慣行に関する独禁法上の基本的考え方を明示し、再販行為が原則違法であることを明確化。

七月、政府規制等と競争政策に関する研究会、「独占禁止法適用除外制度の見直し」公表。化粧品、医薬品の指定再販取消し、レコード盤、音楽用テープ、音楽用CDの再販見直しを求め、書籍・雑誌・新聞については今後とも実態把握に努め、事業者の行為が消費者利益を損なうことのないよう監視を提言。

八月、エーザイの再販事件、審決。

一二月、公取委、「再販適用除外制度に関する実態調査について」（化粧品、一般用医薬品、音楽用CD等）を公表。  
四年二月、消費者五団体、消団連、公取委に独禁法強化を要請。

四月、公取委、「再販指定商品の見直しについて」、「レコード盤、音楽用テープ及び音楽用CDの再販適用除外の取扱いについて」発表。

四月、公取委、独禁法二四条の二第四項の規定に基づき適用除外再販の「著作物」の取扱いを明確化するために「法的安定性の見地から立法処置によって対応する」ことが妥当との見解を公表。実態調査開始。

五月、公取委、指定再販商品の化粧品一二品目、一般用医薬品一二品目の指定取消す。

五月、全国紙五社（読売新聞社・朝日新聞社・毎日新聞社・日本経済新聞社・産経新聞社）から価格の同調的引上げに関する報告を徴収。

六月、臨時行政改革推進審議会、「国際化対応・国民生活重視の行政改革に関する第三次答申」で、指定再販は平成〇年未までにすべて指定を取消す方向で検討し、再販適用除外が認められる著作物の範囲については、立法措置による対応を含め、消費者利益の確保等幅広い視点から見直す、とする。

七月、公取委、「メーカー希望小売価格、建値、リベートに関する実態調査」（流通問題研究会報告書）公表。

〔九月一、公正取引委員会委員長小粥正巳〕

十一月、公取委の指導を受けて（同年四月）、音楽用CDに「時限再販」導入。発売後一定期間（二年）経過後、自由価格。

一二月、独禁法改正（刑事罰強化）公布（五年一月施行）。

一二月、閣議決定、いわゆる平成五年度行革大綱。指定再販品目については、平成一〇年未までにすべての商品の指定を取消す方向で検討する等、所要の検討等を進める、とする。

五年二月、公取委、書籍・雑誌の流通実態調査実施（出版社一〇〇〇社、取次八〇社、書店一〇〇〇社）。

四月、指定再販商品の化粧品を一四目に、一般医薬品は一六品目に削減。

六月、理想科学工業の再販事件、審決。

六月、佐藤製菓の再販事件、審決。

九月、アライヘルメットの再販事件、審決。

九月、昭栄化工の再販事件、審決。

九月、東京地裁、資生堂東京販売の再販価格の拘束を独禁法違反とする富士喜本店の訴えを一部容認（五年九月、東京高裁、原判決取消す）。

一〇月、公取委、新聞の流通実態調査実施（新聞社七八社、新聞販売店三〇一三店）。

十一月、経済改革研究会、中間報告で再販制度と個別法による適用除外カルテルは五年以内に原則廃止、とする。

一二月、政府規制等と競争政策に関する研究会、「競争政策の観点からの政府規制の問題点と見直しの方向」公表。



六年一月、主婦連、新聞代値上げについて公取委に申告。

二月、平成六年度行革大綱(閣議決定)、個別法による独禁法の適用除外カルテル等制度は五年以内に原則廃止する観点から見直しを行い、平成七年度末までに結論を得る、再販指定品目は平成一〇年末までにすべて取消す方向で見直しを進めることを提示。

三月、全国紙四社(読売新聞社・朝日新聞社・毎日新聞社・日本経済新聞社)から価格の同調的引上げに関する報告を徴収。

六月、公取委、「行政指導に関する独占禁止法上の考え方」公表。

七月、行政改革推進本部(閣議決定)、再販制度については、平成一〇年末までにすべての指定品目を取消し、著作物の範囲の限定・明確化を図る。

七月、東京地裁、花王化粧品販売の再販価格の拘束を独禁法違反とする江川企画の訴えを一部容認(九年七月、東京高裁、原判決を取消す)。

八月、政府規制等と競争政策に関する研究会、「物流分野における政府規制の見直しについて」報告。

九月、政府規制等と競争政策に関する研究会、「再販問題検討小委員会」(金子晃座長)に独禁法適用除外制度見直しの一環として著作物再販制度の検討を委嘱。検討開始。

七年(一九九五)二月、小粥公取委員長、衆議院予算委員会第一分科会で答弁。著作物再販制度の見直しは、「著作物」の取扱いの範囲の限定・明確化させるために「法的安定性の見地から立法処置によって対応」しようとするものであり、著作物の範囲の限定・明確化を図ることと、著作物についてより大きな観点から全体的な見直しをするという二点があり、見直しの結果は、縮小あるいは撤廃もありうることを示唆。

三月、浦和地裁、資生堂東関東販売をヤミ再販とする河内屋の訴えを却下。河内屋、即時抗告。

三月、「規制緩和推進五カ年計画」(閣議決定)で適用除外制度が原則廃止の方向で確認される。

三月、富士バイオの再販事件、審決。

四月、政府、緊急円高・経済対策（閣議決定）として規制緩和推進計画を前倒し。著作物再販制度の見直しは平成九年度末までに繰上げ。

七月、再販問題検討小委員会、著作物再販制度の検討結果を「再販適用除外が認められる著作物の取扱いについて（中間報告）」として公表。再販制度が本来独禁法上原則的に違法な行為を例外的に許容するものである以上、何らかの特別な要因によってそれを必要とするのであれば、国民各層が納得しうるような明確かつ具体的な理由が必要である。検討した結果、現行の再販制度下で多くの弊害が生じている、今後、さらに個別品目ごとの検討を進める必要がある、と報告。

七月、公取委、「書籍・雑誌の流通実態等に関する調査報告書」、「一般日刊新聞紙の流通実態に関する調査報告書」、「レコード盤、音楽用テープ及び音楽用CDの流通実態に関する調査報告書」公表。

七月、行政改革委員会規制緩和小委員会（椎名武雄座長、竹中一雄小委員長）、「規制緩和に関する論点公開」公表。著作物の再販制度存続について否定的見解を出す。

一〇月、米政府、日本政府に対して規制緩和、行政改革、競争政策についての要望書を提出。大規模小売店舗法を二〇〇〇年までに段階的に廃止し、独禁法の適用除外規定のすべてを九八年度までに廃止する観点から九六年末までに見直し、再販制度を九八年末までに廃止する観点から見直すこと等を要求。

一〇月、公取委、「事業者団体の活動に関する独占禁止法の指針」を全面改定し、公表。

十一月、東京都地域婦人団体連盟、著作物再販制度の撤廃の要望書を公取委に提出。

十一月、資生堂が大手量販店に対して非再販商品の小売価格を拘束し、再販制度の適用除外団体生協に対して小売価格を拘束した独禁法違反事件、審決。

一二月、行政改革委員会規制緩和小委員会、「光り輝く国をめざして」で、「再販行為は経済ルールの根幹である独禁法上原則違法である。したがって、この原則に対する例外を認めるためには、相当の理由が必要」と言明。

八年二月、景品規制の大幅改正告示（四月施行）。

三月、閣議決定、いわゆる「規制緩和推進計画の改定について」で、著作物再販制度については平成九年度末までにそ

の範囲の限定・明確化を図る、と表明。

五月、洋書輸入業者の大学向け納入換算率に関する決定事件、審決。

六月、独占禁止法改正公布・施行（公取委の組織強化、事務総局の設置等）。

六月、公取委、「独占禁止法適用除外カテゴリー等制度の見直しについて」公表。

七月、行政改革委員会規制緩和小委員会、「規制緩和に関する論点公開」公表。著作物の再販制度の存続問題については、一般商品と区別する理由がないとの見解を示す。

「八月一、公正取引委員会委員長根來泰周」

一二月、行政改革委員会規制緩和小委員会、報告書で著作物再販制度について「著作物の再販制度を引き続き独禁法の例外措置として存続させることの是非について十分な論拠を見いだすことはできなかった」と報告。

一二月、公取委、「雑誌業における景品類の提供に関する事項の制限」告示改正。

九年一月、公取委、「再販指定商品の範囲縮小後の状況等に関する実態調査」公表。

一月、再販指定商品のすべての指定取消し告示。

二月、国会に「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外制度の整理に関する法律案」が提出される（五月衆議院、六月参議院で可決・成立。六月公布、七月施行）。

二月、再販問題検討のための政府規制等と競争政策に関する研究会（鶴田俊正座長）、著作物再販制度の検討開始。

「三月一三日、イギリスの書籍再販制度廃止。制限的慣行裁判所、正価本協定を違法とする判決下す。」

三月、閣議決定「規制緩和推進計画の再改定について」で、「独禁法・同適用除外法に基づく適用除外カテゴリー制度等については、適用除外となる行為及び団体の全範囲について見直し、平成九年度末までに具体的結論を得る。この際、適用除外法については、法そのものの廃止を含めて抜本的見直しを行う」とする。

四月一日、公取委、全ての再販指定商品の指定取消す（化粧品、医薬品の指定を取消し、指定再販全廃）。

四月、ハーゲンダッツジャパンの再販事件、審決。

六月、行政改革委員会規制緩和小委員会、「論点公開（第六次）」公表。

十一月、ホビージャパンの再販事件、審決。

十二月、NTTドコモ、東京デジタルホン、ツーカーセルラー東京三社の携帯電話機の再販事件、審決。

二月八日、行政改革委員会規制緩和小委員会、著作物再販制度についての「最終意見」をまとめ、一二日、総理に提出。検討した結果は、独禁法で適用除外されている再販商品四品目（書籍、雑誌、新聞、CD）のいずれについても、現行再販制度を維持すべき「相当の特別な理由」があると十分な根拠はなかった、と報告。著作物の流通改善・合理化を要請。

一〇年一月、再販問題検討のための政府規制等と競争政策に関する研究会、著作物再販制度の検討結果を「著作物再販適用除外制度の取扱いについて」として公表。競争政策の観点からは、現時点で著作物再販制度を維持すべき理由に乏しく基本的には廃止されるべきである。なお本来的な対応とはいえないが、文化・公共的な観点から配慮する必要がある、直ちに廃止することには問題がある。関係業界は各種の弊害は正に真剣に取組むべきだ、と報告。

一月、図書教材出版社の日本標準など六社の独禁法違反事件（小売価格の引上げ額等の決定）、審決。

一月、ソニー・コンピュータエンターテインメントの再販事件（再販価格の拘束及び拘束条件付取引等）、排除勧告

（二月、審判開始決定）。

二月、トーハン及び日販が出版社に行った独禁法違反事件（優越的地位の濫用）に対して警告。

二月、北国新聞社の特殊指定違反（押紙）事件、審決。

三月三十一日、公取委、著作物再販制度の見直しの結果を公表。結論を先送りする。「著作物再販制度の取扱いについて」で、競争政策の観点からは「廃止」の方向で検討されるべきだが、本来的な対応とはいえないものの文化の振興・普及の関係する面もあるとの指摘もあり、引続き検討を行うこととし、一定期間経過後に再販制度自体の存廃についての結論を得るのが適当、とする。ただし、著作物再販制度の運用の弊害を迅速かつ的確に是正を図るべきであり、消費者利益確保の観点から「六点の是正措置」を業界に求めた（一、時限再販・部分再販等再販制度の運用の弾力化、二、各種の割引制

度の導入等価格設定の多様化、三、再販制度の利用・態様についての発行者の自主性の確保、四、サービス券の提供等小売業者の消費者に対する販売促進手段の確保、五、通信販売、直販等流通ルートの多様化及びこれに対応した価格設定の多様化、六、円滑・合理的な流通を図るための取引関係の明確化・透明化その他取引慣行上の弊害の是正)。また、再販制度の運用が不当に消費者利益を侵害しないように独禁法第二四条二第一項但書きに基づいて厳正に対処し、硬直的・画一的な再販制度の運用是正を計る等の取組を行う、とする。

七月、図書教材出版社の新学社等一五社の独禁法違反事件（小売価格の最低価格等の決定）、審決。

七月、ナイキジャパンの再販事件、審決。

九月、公取委、「新聞業における景品類提供の禁止に関する公正競争規約」の改定を認定。

一二月、公取委、「著作物再販制度下における関係業界の流通・取引慣行改善等の取組状況等について」公表。

一二月、最高裁、資生堂化粧品販売及び花王化粧品販売の対面販売が、拘束条件付取引及び再販価格の拘束に該当しないという東京高裁判決を支持し、上告棄却。

一一年二月、日本ハムの再販事件、排除勧告。

六月、独禁法の適用除外制度、不況カルテル、合理化カルテルの廃止。

七月、新聞業の特殊指定、改正。

九月、公取委、「出版物小売業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約」の一部変更を認定。

一〇月、社団法人教科書協会が会員の活動に対して行った制限行為を独禁法違反として勧告。

一〇月、学校向け図書教材の出版業者一七社に対して課徴金計一〇億九三三三万円の納付命令を行う。

一二月、日本移動通信の再販事件を審決。

一二月、公取委、「著作物再販制度下における関係業界の流通・取引慣行改善等の取組状況等について」公表。

一二年一月、ウエルネットの再販事件を審決。

二月、北海道新聞の函館新聞社に対する参入妨害にたいして審決。

三月、和歌山県有田郡所在の新聞販売業者の新聞業景品告示違反を排除命令。

三月、ゼンリンの住宅地図（仙台市住宅地図等）の不当販売事件を警告。

五月、独占禁止法改正（第二条の削除）により、再販制度に関する条項第二四条の二が第二三条に移行。

七月、ピエトロの再販事件について排除勧告（八月審決）。

八月、「新聞業における景品類の提供に関する事項の制限」を改正。同時に同「新聞業における景品類の提供に関する公正競争規約」を変更（施行同年九月）。

一〇月、アップルコンピュータの独禁法違反（再販および拘束付取引）にたいして警告。

一二月、公取委、著作物再販制度に関するパブリックコメントを開始（一二月七日から翌年一月二十五日まで）。

一二月、月刊幼児図書の出版業者（学研、フレーベル館ら五社）の価格の同調的引上を独禁法違反として警告。

一三年三月、公取委、著作物再販制度に関するパブリックコメントの結果を公表。

三月、公取委、著作物再販制度見直しについて結論を公表。「著作物再販制度の取扱いについて」を出し、「競争政策の観点からは同制度を廃止し、著作物の流通において競争が促進されるべきであると考え」としたが、「文化・公共面での影響が生じるおそれがある」とし、同制度の廃止について国民的合意が形成されるに至っていない状況にある」として、「独占禁止法の改正に向けた措置を講じて著作物再販制度を廃止することは行わず、当面同制度を存置することが相当である」とした（二三日）。

八月、ソニー・コンピュータエンタテインメントの再販事件、審決。

八月、サンデンの再販等にたいして排除勧告。

● 第四次再販制度の見直しに向けて

一二月、公取委、著作物再販協議会を組織し、第一回会議を開催。

「四年六月、公取委、「出版物小売業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約」の変更を認定。六月、著作物再販協議会(第二回)開催。

「八月一、公正取引委員会委員長竹島一彦」

「二〇月、ドイツ、書籍再販法を施行」

一〇月、北海道ホンダ販売の再販違反事件にたいして警告。

十一月、Jーフォン、その代理店三井物産テレパーク、アイ・ティー・テレコム等の再販にたいして立入り調査。

十一月、公取委、スキューバプロ・アジアの再販違反事件について勧告。

十一月、公取委、「新聞業における景品類の提供の申出等の実態について」(平成一四年度)を公表。

十一月、学校向け理科教材の製造販売業者(学習研究社等八社)の不当な取引制限の禁止規定違反にたいして勧告および警告。

この年表は、公正取引委員会編『公正取引委員会審決集』、『独占禁止政策五十年史』、『公正取引委員会年次報告』、公正取引委員会「報道発表資料」、「国会会議録」、クラブコスメチックス『中山太陽堂クラブコスメチックス八〇年史』、資生堂『資生堂百年史』、主婦連台会『主婦連五〇周年 歩み』、国民生活センター編『戦後消費者運動史』、岩波書店『日本近代総合年表』、『朝日新聞』、『日本経済新聞』、その他の資料を参考にして作成した。なお出版物再販の詳細年表としては、『出版物再販年表』(木下修『書籍再販と流通寡占』アルメディア、一九九七年、二四一―二六三頁)がある。

再販及び再販制度については誤解・曲解が多い。なぜ再販が独禁法違反なのか、どういう再販違反事件があったのか、不透明な再販制度導入経緯、公取委の再販に関する基本方針、消費者利益からみた再販の弊害などについて、まず客観的に歴史的に知る必要がある。この年表が再販理解の一助となるならば幸いである。